

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 有限会社小松電器
住所： 千葉県船橋市本町1丁目13番10号
2. 指名停止措置期間： 自 令和4年12月2日 3ヵ月
至 令和5年3月1日

3. 事実概要

上記業者の代表役員等(元代表取締役)は、代表取締役だった令和元年7月～令和2年9月にかけて、独立行政法人国立病院機構が運営する下志津病院の設備工事などをめぐり、受注できるよう同病院の当時の企画課長に働きかけ、その謝礼として約100万円相当の旅行代などを供与したとして、令和4年5月11日、贈賄容疑で警視庁に逮捕された。また、令和元年7月～令和3年11月にかけて、事務用品納入契約を受注できるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの当時の係長に働きかけ、その謝礼として約220万円相当の飲食代や現金等を供与したとして、令和4年6月3日、贈賄容疑で警視庁に再逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第3号イに該当する。

<指名停止措置要領別表第2第3号>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564